

# 平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業) 公募について (抜粋)

環境省にて実施する平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）について、事業執行団体である一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）より公募概要について発表されておりますのでお知らせいたします。

なお、公募内容の詳細については、LEVO ([http://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/h30\\_index.html](http://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/h30_index.html))にてご確認下さい。

## 〈事業概要〉

### 1. 補助対象事業者

以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

① 以下のア～ウに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であること。

ア. 一般貨物自動車運送事業者 イ. 特定貨物自動車運送事業者 ウ. 第二種貨物利用運送事業者

② 上記①に貸渡す自動車リース事業者

### 2. 補助対象(低炭素型ディーゼルトラック)

① 車両総重量3.5t超の事業用ディーゼルトラックの内、以下の何れかの基準を満たす車両を導入すること。

ア. 「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成21年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（大型車）

イ. 「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成22年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（中型車）

ウ. 「平成27年度重量車燃費基準+10%以上達成車」かつ「平成22年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（小型車）

② 平成30年4月2日から平成31年1月31日までに新車新規登録された車両であること。

(割賦等所有権の留保は認められません)

③ ①の導入にあたり、廃車を伴う場合には以下ア～カのいずれの要件も満たすこと。

ア. 最新の燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラック（第10項の審査基準作成委員会に諮って定める要件に該当する事業用トラック）であるもの（ただし、CNGトラック、ハイブリッドトラック及びLPGトラックを除く）

イ. 平成30年4月2日から平成31年1月31日までに廃車するもの

ウ. 廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの

エ. 廃車日の6ヵ月前の期日における自動車検査証が有効であるもの、かつ、その有効期間内において一定の走行(第10項の審査基準作成委員会に諮って定める距離の走行及びこれと同等程度の走行)を行ったもの

オ. 廃車する車両が導入する低炭素型ディーゼルトラックと同区分以上であるもの

廃車車両	導入車両
大型	大型、中型又は小型
中型	中型又は小型
小型	小型

カ. 所有者名が新車登録する車両の所有者名と同一であるもの

※以下の場合は所有者名が同一とみなすことができる。

- a. 運送事業者が所有する車両を廃車し、リースにより新車を導入した場合
- b. 廃車する車両の使用者名と新車導入する自動車の所有者名（リース導入の場合は使用者名）が同一の運送事業者の場合

\*1「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。（永久抹消）「廃車日」とは、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面の「引取工程」欄に○済が入るとその直下に表示される「引渡日」を指す。

- c. 廃車する車両の使用者が運送事業の吸収合併等により変更となった際、事業の継承が判明する場合

### 3. 補助額等

補助額は低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費のうち機構が承認した経費と、機構が定めた基準額のうち低い額とする。

○燃費水準が平成27年度重量車燃費基準の100分の100以上105未満に該当する、導入対象車両と同規模のディーゼルトラック（以下「標準的燃費水準の車両」という。）の価格と低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費で機構が承認した経費との差額の1/3。

但し、低炭素型ディーゼルトラックの導入に伴い平成27年度燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラックの廃車を併せて行う場合は標準的燃費水準の車両の価格と低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費で機構が承認した経費との差額の1/2。

<参考：基準額>

補助事業	基準額（万円）		1事業者 当り の台数	留意事項
	廃車 有	廃車 無		
低炭素型ディーゼルトラック 普及加速化事業	大型	75	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に係る審査は、申込み順。</li> <li>・予算残額が2割程度に達した場合、当該日付以降は申込み順による審査を行う事はせず当該日付から平成30年1月31日迄に申込みのあった全ての交付申請委を対象に審査を行う。予算残額超過した場合には、抽選により決定。</li> </ul>
	中型	42	28	
	小型	15	10	

5. 予算額 約28億円

6. 申請者 補助金を申請できるのは、補助対象車両の自動車検査証上の「所有者」です。「使用者」ではありませんので、特にリースの場合には注意してください。なお、買取の場合は、所有者と使用者は同一事業者であることが申請要件となります。

7. 申請受付 平成30年6月11日（月）～平成31年1月31日（木）

## 8. 申請の方法

申し込み順（郵便（当日消印有効）、総務大臣の許可を受けた事業者が取扱う信書便（当日受付印有効）、持参（土日、祝祭日を除く、午後5時まで））とします。

※宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法、それぞれの標準運送約款の規定により、申請書（信書）を取扱うことができません。ご注意ください。

## 9. 申請書類等

申請書類の正本1部を申請先である機構へ提出してください。

なお、補助事業者は申請書類の写しを保管しておいてください。

## 10. 交付決定及び額の確定通知

審査基準作成委員会で定める審査基準（CO<sub>2</sub>削減への取り組み姿勢、エコドライブの実施に基づく燃費改善等）に基づき申請書類の内容を審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に文書で通知します。

## 11. 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した日（新車新規登録日（廃車を伴う場合は新車新規登録日又は廃車日のいずれか遅い日）、から3か月ごとにその年度の3月末までの期間、また、その後の1年間については、半期（6か月）ごとに月別の走行距離・燃料消費量・燃費データを提出し、年度終了後30日以内に様式第7事業報告書（別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書を添えて）を機構へ提出してください。

※月別の走行距離・燃料消費量・燃費データの提出にあたっては、任意の書式で可としますが、機構のホームページに掲載の書式を参考に報告要件を確認してください。

## 12. 注意事項

(1) 補助対象となる車両は事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）です。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）は補助対象ではありません。

(2) 補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。

(3) 申請日までに決済されない手形や、割賦といった購入形態は補助対象となりません。

(4) 補助金を受けて購入した車両は、処分制限期間（法定耐用年数※）の期間について保有義務が生じます。

その間に売却等で所有者を変更する場合は、原則として補助金を返還して頂くこととなります。

※処分制限期間 最大積載量2トン超：4年、最大積載量2トン以下：3年

## 13. その他

本要領に定めのない事項について機構は、関係省庁と協議を行い補助対象事業者に対し、その見解を示すこととします。

（本件に関する問い合わせ先及び申請先）

一般財団法人環境優良車普及機構 「低炭素型ディーゼル車普及加速化事業」 執行グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-8 YPCビル6階

電話：03-5341-4577 FAX：03-5341-4578

E-Mail：hojokin@levo.or.jp